



## 野焼きパトロールを 行います

### 野焼きの煙や悪臭による生活環境の悪化を防ぐため、 野焼きパトロールを実施します

野焼きによる生活環境の悪化を防止するため、市では令和3年6月から「野焼き啓発事業」を開始します。

「野焼き啓発事業」では、シルバー人材センターから派遣されたパトロール員が、野焼き苦情の多い古川町・神岡町を巡回し、野焼きのを行う方に対し、野外焼却禁止の注意喚起や、周囲への配慮についての啓発を行います。

### 野焼きは法律で禁止されています

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、ダイオキシン類の排出抑制や廃棄物の適正な処理等の観点から、以下の例外を除き、野焼きは禁止されています。

家庭から出るゴミを焼却した場合など、違反者には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられる場合があります。野焼きは絶対に行わないでください。

次のものは、野焼きの禁止の例外とされています。生活ごみや、農業用マルチシートなどの焼却は例外とは認められません。

- 国や地方自治体が施設管理を行うために必要な場合  
例) 河川、道路管理上で必要となる草木等の焼却
- 災害の予防、応急対応、復旧のために必要な場合  
例) 災害等の応急対策、火災予防訓練等
- 風俗慣習上、宗教上の行事で行うために必要な場合  
例) どんと焼き、不要となったしめ縄、門松等を焚く行事等
- 農業、林業、漁業を営む上で、やむを得ないものとして行われる場合  
例) 稲わら、焼き畑、畦の草、下枝、剪定枝の焼却等
- たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの  
例) 暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー等

### 禁止の例外であっても、周囲に配慮が必要です

野焼きの煙や悪臭に関する苦情が多数寄せられています。煙や悪臭により周辺の生活環境に支障を生じさせないよう周囲に配慮が必要です。

- ◆ 農業等を営む上で発生した草類をやむを得ず焼却する場合は、必ず乾燥させてから焼却してください。乾燥が不十分だと白煙が多量に発生してしまいます。
- ◆ 民家等に煙が流れないように風向きや風の強さを考慮してください。
- ◆ 周辺の状況(洗濯物が干してないか等)を確認したうえで、焼却してください。
- ◆ 生活環境上支障がある場合(近隣から苦情が寄せられるような場合)は行政指導の対象となります。
- ◆ 万一来火に備え、消火用の水を準備し、火の元を離れないでください。また、火の後始末は必ず行って下さい。